

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の有効期間を
1年間延長できることになりました。

- 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、新型コロナウイルス感染症の影響により医師の診断書等を提出することが困難な場合は、有効期間を1年間延長できることになりました。
- 現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効とみなされますので、窓口でそのままお使いください。
注）今回の延長により新しい受給者証は発行しません。

有効期間延長措置の詳細

- 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方（診断書の添付の有無に関わらず全員が対象）
- 延長期間：1年間
※延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。
（例）現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年9月30日
延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日
- 延長措置を受けるための診断書の取得、市町窓口への手続きは不要です。
注）従前どおりの更新申請ができる場合は、市町窓口で申請を受け付けます。
診断書を取得した場合などは、従前どおりの更新申請を行ってください。

申請事項に変更があった方について

- 受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合、受診する指定医療機関を変更したい場合など）は、市町窓口で「変更申請」を行ってください。
- 変更の手続きは、郵送等による申請が可能な場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

◎ご不明な点は、お住まいの市町窓口にお問い合わせください。

木曾岬町 福祉健康課
TEL 68-6104